

<京都市歴史まちづくり推進協議会の設置について>

○「資料2 京都市歴史まちづくり推進協議会の設置について」の説明

それでは、京都市歴史まちづくり推進協議会の設置について説明させていただきます。

では、お手元の資料2と書かれた資料で御説明させていただきますので、御覧ください。

まず、A4の下の歴史まちづくり推進協議会の設置から始めさせていただきます。これまでの経過を簡単に御説明させていただきます。

歴史まちづくり法が平成20年に制定されましたことを受けまして、本市においても計画策定への取組を始めました。

平成21年6月には京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会を開催し、計画案についての御意見をいただき、7月のパブリックコメントを経て、一昨年の10月13日には認定申請、11月19日に計画認定を受けました。現在、計画に基づく本市の取組を進めておりますが、更なる計画の拡充及び推進を図るため、歴史まちづくり法に基づく法定協議会である京都市歴史まちづくり推進協議会を立ち上げました。

次のページをおめくりください。

歴史まちづくり推進協議会の構成です。委員構成としましては、京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の委員の皆様引き続き委員をお願いしており、事務局も景観政策課、文化財保護課にてさせていただきます。

この協議会において庁内における関係各課の取組については、庁内連絡会において調整を行うこととし、今後は連絡会における内容についても協議会に御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、資料の下側の維持向上すべき歴史的風致の構成です。歴史的風致の要素は、こちらにありますように伝統産業、伝統芸能といった伝統的な活動と歴史的な建造物、そして、良好な市街地の環境の3要素を併せ持った概念であり、これらは、伝統的な活動といったソフトの活動が行われる場としての建造物や、市街地の環境といったハードがあり、このハードを支えるものとしてソフトの活動があるという関係性を持っております。これらの理念に基づいて、今後、協議会及び庁内連絡会の取組を拡充させていきたいと考えております。

続きまして、3ページの上の歴史まちづくり推進協議会の目的でございます。この歴史まちづくり推進協議会の目的及び役割ですが、京都の歴史的風致の維持及び向上を図り、後世に継承するため、歴史まちづくり法に基づく計画の策定及び推進に関する連絡調整を行うことを目的としています。

役割としては大きく、左側の丸で囲っている部分で、計画に基づく歴史まちづくりの推進と計画の見直しがあります。

まず、計画に基づく推進に関するものとしてはアからエ、ア、認定計画に位置づけた歴史的風致の理念の共有、イ、計画に基づく取組の情報共有・相互の連絡調整、ウ、計画には記載していない歴史まちづくりに関する様々な取組の把握、そしてエとして、計画を推進していく中での計画の評価・確認です。これらを調整した結果、計画に反映させるべきものについては見直しを行い、当協議会に御意見をいただくこととなります。これらの情報については、広く歴史まちづくりを推進するという観点から、情報発信、啓発を行うため、資料等を

当課のホームページにて公表していく予定としております。

続きまして、具体的に取組の共有、連絡調整の内容ですが、3ページの下の方のまづイ、計画に基づく取組の共有・連絡調整についてです。

まづ一つは、国において用意されている支援事業があれば、その情報共有。二つ目は、具体の事例、事業の紹介。そして、三つ目は、取組内容に関する委員の皆様からの専門的見地からの御意見もいただき、今後の取組に生かしていきたいと考えております。

次に、4ページをめくってください。

ウ、歴史まちづくりに関する様々な取組の把握についてです。今後、この協議会の中で計画には盛り込まれていない、地域の歴史まちづくりの取組事例などを御紹介していき、歴史的風致への寄与に関する専門的な御意見もいただきながら、計画に盛り込むことにより、まちづくりが一層効果的になようにしていきたいと考えております。

4ページの下のエ、計画推進の評価・確認でございます。計画を推進することによる効果を対外的に分かりやすく示す必要があるということから、計画の評価制度を今年度中に構築するため、国が研究会を立ち上げ検討を進めているところです。後ほど、次第の計画の進捗管理・評価の試行案についての部分で、制度の概要について詳しく御説明させていただきますが、毎年計画の進ちょく評価、3年に1回総合評価を行う予定となっております。この評価案をこの協議会にお示しして御意見をいただく予定としております。また、今後ですが、評価と併せて現地を確認するというのもしていければと考えております。

続きまして、5ページの上段のオ、計画変更案の意見聴取でございます。以上の協議会の協議の中から出てきたものや、地域でのまちづくりに関する機運などで計画を変更する必要が出てきた場合に、当協議会において変更案に対する意見聴取をさせていただきます。

変更内容につきましては、1、2の歴史的風致の追加や重点区域の拡大など、方針に係る変更、そして3番目の事業や指定建造物の追加に係る実施内容に関する変更があります。

3番目の実施内容に関する変更につきましては、事業にかかわることとなりますので、定例として年に1回、年度末に変更させていただく予定としております。

最後に、5ページの下段、協議会の開催スケジュールのイメージですが、定例としましては実線の赤枠で囲んでいる年度初めと年末としまして、計画変更などの関係で開催が必要な場合は8月ごろに臨時開催をさせていただけたらと思っております。

計画の推進等変更を考えた場合に、国の支援事業も活用しながら推進するためには、計画に事業を記載する必要があります。そのための国への計画変更の申請時期を考えますと、通常は3月当初に国の申請受付となっておりますので、それまでに協議会の意見聴取、市民意見の聴取といった手続を経た上で、国へ申請を行う必要があります。このスケジュールのように、5月ごろ、11月から12月に協議会を開催していきたいと考えております。

以上で設置についての説明を終わらせていただきます。

<議題1 京都市歴史的風致維持向上計画の平成22年度末変更について>

それでは、議題の1番目の説明をさせていただきます。資料の方は資料3-1以降でございます。まず最初に、現在の京都市歴史的風致維持向上計画の概要を資料3-1を使いまして説明させていただきます。その後、資料3-2で認定計画に基づく取組、それから途中で無電柱化の取組なども紹介させていただきます。最後に平成22年度末の変更についての御説明をさせていただきます。

○「資料3-1 京都市歴史的風致維持向上計画<概要>」の説明

それでは、まず資料3-1の維持向上計画の概要を説明致します。

3ページを御覧ください。

計画の理念となる京都市の維持向上すべき歴史的風致についてです。全体像と致しましては、ページ上部に記載しておりますように、京都を育んだ豊かな自然と、千年を超える古都の歴史と文化が織りなす都市空間及び歴史文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む文化や行事、芸術が一体となって形成されている、日本はもとより世界にも類を見ない市街地の環境であり、この代表的なものを三つの考え方にに基づき、六つの切り口で示しております。図ではこの三つの考え方を緑色、それから左下にあります茶色、右下の紫で紹介しています。

一つ目の緑色で示している歴史的風致ですが、御土居で囲まれた洛中を中心に展開した都市文化である、宗教文化、市民の生活文化、生業に関する文化、伝統文化を「祈りと信仰のまち京都」、「暮らしに息づくハレとケのまち京都」、「ものづくり・商い・もてなしのまち京都」、「文化・芸術のまち京都」の四つによって示しております。

二つ目の茶色で示している歴史的風致ですが、洛外と呼ばれた洛中と密接にかかわってきた地域を「京郊の歴史的風致」と題して示しています。

三つ目の紫色で示している歴史的風致ですが、時代を切り口として、明治時代以降伝統を踏まえながら近代化を推進した営みを、「伝統と進取の気風の地」と題して示しています。そして、それぞれの切り口における代表的な事例を写真で紹介しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

以上のような京都の歴史的風致をこの計画により維持、向上させる意義と致しましては、伝統文化、産業文化、生活文化やまちづくり文化、そして、木の文化の継承と発展につながり、ひいては京都の魅力や個性を向上させることとなります。そのため、計画の中では七つの方針を立てて推進していくこととしております。

続きまして、6ページを御覧ください。

支援事業等を活用して重点的かつ一体的に施策を推進することが必要である区域として、現在、赤い太いラインで囲まれた地域を重点区域としております。重点区域を示している地図のベースの地図は、京都市の景観規制図であり、区域の境界線はほぼ景観規制のラインと同じ線となっております。北から上賀茂地区、歴史的市街地地区、それから歴史的市街地・東寺地区、そして歴史的市街地・伏見地区の4地区です。

続きまして、7ページを御覧ください。

歴史的風致の維持，向上に資する京都市における主な事業を挙げております。計画に挙げている事業は，支援事業を活用するもののほかに，歴史まちづくりを推進していくうえで本計画の方針に沿った市独自事業も記載して，総合的にまちづくりを進めていくという構成にし，現在取組を進めています。

なお，本計画の計画期間と致しましては，認定を受けた平成21年度から平成30年度までの10年間となっております。

○「資料3-2 認定計画に基づく取組について」の説明

続きまして，昨年11月に計画認定を受けて以降の取組について，パワーポイントで御報告させていただきます。お手元の資料は資料3-2でございます。

京都市では認定を受けた後，歴史まちづくり法に創設されました歴史的風致形成建造物の指定制度を速やかに活用し，国の支援も受けながら，修理修景事業を実施しております。左側の地図は現在指定している18件の建造物の分布状況で，右の写真が指定された建造物の外観の写真です。主に町家が多いのですが，町家の他，酒蔵や歌舞練場などを指定しております。

次も指定建造物の外観写真です。この写真の上段，一番右側にあります上賀茂の社家の一つである梅辻邸でございますが，ここから以降，下にあります合計9つにつきましては，今年度新たに指定した建造物となっております。伝統文化や伝統産業に深くかかわっている建造物等を指定しており，先ほども申しましたが，現在18件を指定してございます。

次は昨年指定した建造物の修理事業の例です。中京区で茶道具店を営まれているお宅の住居となっている建物で，内部にお茶室が備えられている建物です。こちらの外観の修理事業を写真のように実施致しました。

次も昨年指定し，修理を行った伏見区の事業の例です。東高瀬川沿いの酒造会社である松本酒造の道路沿いの塀の修景を行っております。この修景を実施したことにより，来客者数が大きく増加したということでもあります。

次は歴史的風致形成建造物を中心に，地域として取組を進めている事例です。歴史的風致形成建造物として上七軒歌舞練場を指定し，修理工事に助成するとともに，その周辺地域の看板建築となっている町家の修景工事に助成しております。また，建設局において今年度からメインストリートとなる上七軒通りの無電柱化事業を実施されております。

以上が取組の概要でございます。

続きまして，昨年度末に認定計画を一部変更させていただいておりますので，御報告させていただきます。

この計画変更につきましては，上七軒通りの道路修景事業に国の支援制度を活用するため，まちづくり交付金事業を活用して実施する旨の追加記述を行うという変更を行っております。このような計画変更は，先ほども申しましたが，今後計画に基づく事業の推進のため，年に一度，事業計画の熟度に合わせて定期的に行っていきたいと思っておりますので，どうぞよろしくお願い致します。

それでは，続きまして，京都市の無電柱化事業につきまして少し御説明をさせていただきます。

京都市では昭和61年度から無電柱化事業に取り組んでおりまして、平成21年度末までに約55キロの無電柱化の整備を実施してきております。お手元の資料の、無電柱化候補路線という資料でございますが、これにつきましては、昨年の9月22日に近畿地区の無電柱化協議会の幹事会が開催されまして、京都市として平成25年度までに無電柱化をしていくという候補路線として取りまとめられているものでございます。京都市と致しましては、予算の関係などもあり、25年度までに条件が整った所から、順次着手して参りたいと考えております。次に、おおむね21年度で整備した代表的な路線でございますが、幹線系と景観系のうち、特に景観系につきましては、切通しでございます。延長としては短いんですが、電柱2本の抜柱も既に完了しており、景観系を代表する所として実施しております。また、仁和寺前でも実施しております。

それから、22年度、今年度については、後ほど御説明を差し上げます上七軒通、また松原通については、ちょうど清水寺の正門から産寧坂地区辺りまでを現在実施しております。

また今後といたしましては、資料の茶色が景観系、それからブルーが幹線系ということで、おおむね21年度から25年度までで、幹線系としては9,560メートル、景観系としては8,310メートル、おおむね18キロ弱を候補路線としております。ただ、今まで京都市の実績と致しましては年間おおむね2キロ程度でございますので、17キロ強が出来るというものではございません。

次のページが今申し上げました路線と、今まで私どもが整備した図面でございます。赤の部分が今申し上げました21年度から25年度まで整備をしていこうという路線でございます。やはり京都でございますので、例えば愛宕街道、嵯峨鳥居本の辺りとか、渡月橋、天竜寺の近辺、その辺りでも進めて参りたいと考えております。また、清水寺の茶わん坂等でも整備を進めて参りたいと考えております。

また、黒塗りの部分が、今まで京都市として整備をさせていただいた部分でございます。これが約55キロございます。国土交通省の京都国道事務所でも実施をしておりまして、それが約40キロぐらいございます。

次のページは、今年から無電柱化を進めております路線の上七軒通でございます。電線共同溝の整備延長と致しまして約310メートルを考えております。赤で塗ってあります所を無電柱化致します。予定と致しましては、今年度に電線共同溝の工事を致しまして、平成23年度に舗装工事に着手して参りたいと考えております。上七軒も京都の一番古い花街ということで、北野天満宮等もあり、何とか景観を良くしたいということで取り組んでいる路線でございます。

次のページが、上七軒通の整備前ということで、現在、こういう風に電柱が立っております。電線、電柱類で非常に輻輳していると言うか、なかなかふさわしくないという現状でございます。

次のページは、上七軒通の整備後のイメージでございます。電柱が取れますとこういう形ですっきりするということでございます。特に今回、上七軒通につきましては石畳風のアスファルト舗装で仕上げたいと考えております。花見小路は石畳を使って整備をしているんですが、上七軒通につきましては、このイメージでございますように、石畳風のアスファルト舗装という新工法を使って整備を進めたいと考えております。

それから、照明灯も上七軒にふさわしいものを付けたいということで、特に地元では現在ワークショップも行っており、また、京都経済同友会から、照明灯の現物支給もしていただけるということになっておりますので、上七軒にふさわしい整備を進めて参りたいと考えております。

無電柱化事業につきましては以上でございます。

○「資料3-3 京都市歴史的風致維持向上計画の平成22年度末変更について」の説明

それでは、この議題の最後になりますが、議題の本題となります平成22年度末の変更についてということで説明致します。

概要はパワーポイントでお示ししている内容となりますが、具体的な内容はお手元の資料3-3の次のページに変更（案）をお付けしてございますので、併せて御覧いただけたらと思います。

それでは、主な変更内容でございます。まず1点目は、上七軒歌舞練場の周辺道路の美装化を行うため、社会資本整備総合交付金を活用する旨を追記致します。2点目は、本市の修理修景事業において活用していた国の支援事業が来年度から実質廃止になることから、社会資本整備総合交付金を活用する旨を追記します。すなわち、これまでの補助事業から総合交付金ということに制度を乗り換えるということでございます。3点目は、今年度新たに歴史的風致形成建造物に指定した建造物のリストを追加致します。こちらは資料の4ページ、今御覧いただいている変更（案）の裏側のページでございますが、そちらに一覧をお示しております。

変更内容の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

＜京都市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域の拡大について＞

○「資料４－１ 京都市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域の拡大について」の説明

それでは、重点区域の拡大につきまして、パワーポイントと、それからお手元の資料４－１、こちらの方で御説明させていただきます。

平成23年度より実施予定としている第２期基本計画の策定等に伴いまして、平成23年度中を目途に認定計画を見直すとともに、重点区域の拡大を予定しております。

まず初めに、新しい基本計画と、それから歴史的風致維持向上計画、この関係を少し御説明させていただきます。

今回新たに作りました基本計画は、平成23年度から10年間の京都の未来像と主要政策を明示する都市経営の基本となる計画でありまして、京都市基本構想を具体化するための第２期の基本計画として先月、12月10日に策定したものであり、京都の10年後の未来像とそ未来像を実現するための方策、そして、市の各局等が策定する分野別計画や毎年度の運営方針の基本となるものでございます。

この基本計画の中では六つの未来像の一つとして、歴史、文化を創造的に活用し継承することを掲げるとともに、実現の方策であります11の重点戦略の一つとして歴史都市の品格と魅力が国内外の人々を魅了する歴史・文化都市創生戦略を挙げ、複数の行政分野を融合し、特に優先的に取り組むこととしてございます。そこで、歴史的風致維持向上計画につきましては、この戦略の主要施策となるものでございます。

今回の歴史的風致維持向上計画の主な変更点と致しましては、まず、この上位計画となる第２期の基本計画の計画期間と整合を図るため、現在、平成30年度までとなっている計画期間を平成32年度まで延長致します。

次に、変更箇所と致しましては、重点区域の拡大でございます。第２期の基本計画の重点戦略の一つとして、魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす、個性と活力あふれるまちづくり戦略の中に岡崎地域が位置付けられ、今年度末にビジョン策定を予定しております。この岡崎を中心としたエリアを重点区域として拡大する予定であります。

お手元のリーフレットでは、岡崎地域活性化ビジョン案中間まとめと書かれた緑色のパンフレットをお配りしてございます。これはビジョン案として昨日、12日からパブリックコメントを実施しておりますので、御参考までに御一読願いますようお願い致します。

それでは、実際に拡大を検討するエリアにつきまして説明致します。

拡大を検討するエリアはスライドで示しておりますとおり、既に重点区域に指定している歴史的市街地地区の東に当たる地域であり、鴨川から東山に掛けて広がる岡崎・吉田を中心とした市街地です。今回のエリアは、後でご説明しますとおり、平安京・京都の都心部との関係の強い地域であることから、重点区域の歴史的市街地地区を拡大するという点で重点区域として位置付ける予定でございます。

拡大エリアの設定の考え方と致しましては、現に歴史的風致を形成しているエリアのうち、歴史的風致に関連する町並みが形成され、美観地区や風致地区等の景観規制により景観保全が図られているエリアとする予定でございます。

まず、このエリアの歴史的な変遷について説明致します。

古代からこのエリアは、平安京の近郊の山紫水明の地として貴族や皇族の別業が営まれた地でありました。白河天皇による法勝寺に始まる六勝寺や、院御所、白河殿などが造営されると、この地域は院政の一大拠点となり、政治の中心として市街地が形成され、白河と称されました。

中世から近世にかけては、平安京の都市近郊の農村地としての役割を担うとともに、東海道の交通の要衝の地としての性格が強くなりました。この時期にも別業や邸宅等が営まれ、現在の清風荘の前身である清風館は江戸時代の別業として知られています。このエリアは、古代より平安京の貴人による別業が営まれた地であり、また平安京・京都を補完する役割を果たしていた地と言えます。

幕末になると、平安京がにわかに政治の中心としての色合いを帯び、郊外であるこの地にも大規模な藩邸が多く建設されました。これらの藩邸の地が明治以降、様々な施設の地として利用されていきます。

明治時代に入り、琵琶湖疏水建設が開始されると、このエリアは急速に開発が進んでいきます。第一疏水が明治23年に完成し、蹴上発電所等の疏水関連施設が建設されました。明治28年には岡崎の地で平安建都1100年記念事業として平安神宮の建設や、第4回内国勲業博覧会が開催され、その跡地は動物園や府立図書館等が建設され、文教地区として整備されました。

また、吉田の地では、明治22年の第三高等中学校の誘致を皮切りに、京都帝国大学をはじめとした高等教育施設が次々と設置されました。

一方、東山山麓では、7代目小川治兵衛による庭園を有する南禅寺別邸群と呼ばれる大規模な邸宅群が開発されました。これらの大規模な開発を中心に、道路等の都市施設の整備も行われ、このエリアは明治から昭和初期にかけて市街地が形成されていきました。

次に、このエリアの維持向上すべき歴史的風致について御説明致します。

このエリアの歴史的風致は、認定計画の中で主に伝統と進取の気風の地の中の古都の再生と文教地区の形成で既に示されておりますが、今回重点区域を拡大するに当たりまして、それらを詳細化していく予定としております。スライドに示すうち、グレーのハッチが掛かっている部分につきましては詳細化を特に行わない部分でございますが、それ以外の部分につきましては、充実を図っていく予定としております。

まず、琵琶湖疏水と邸宅群に関する歴史的風致についてです。歴史的風致を構成する建造物は、哲学の道や水路閣等の琵琶湖疏水、蹴上浄水場等の疏水関連施設、そして7代目小川治兵衛が南禅寺界わいの庭園を作庭する際、琵琶湖疏水の豊富な水を園地に引き入れた疏水由来の庭園をはじめとした一帯の邸宅群です。

7代目小川治兵衛による疏水由来の庭園としては、京都市美術館庭園や平安神宮神苑もありますが、やはり、よく知られているのは無鄰菴等で知られる南禅寺邸宅群です。南禅寺邸宅群は、歴史的に海外の要人や賓客の接待の場として、また、重要な会合の場として使用されてきました。そして、現在でも所有形態は変わったものの、その多くが迎賓施設としての役割を受け継いでおります。人をもてなすこと、そのために庭や建物の手入れを日々行うこと、それがここで受け継がれてきた営みと言えます。その営みが邸宅や続く塀、さらには風情豊かな疏水施設等、そして、背後の東山の風景と一体となって自然豊かな四季の移ろいと

近代化への先人の心意気を感じさせます。

次に、文教地区としての白河に関する歴史的風致です。

歴史的風致の広がりには、平安建都1100年記念として建設された平安神宮、第4回内国勸業博覧会の跡地を中心に吉田周辺あたりにまで形成された文化芸術施設や高等教育施設等の文教施設群、そして、それらの文教施設と関連して形成された画廊等の町並み、さらには文教施設周辺に形成された良好な住宅地が広がるエリアです。

このエリアでは、京都市美術館の日展等、明治以降に建設された文教施設において様々な文化芸術活動が続けられるとともに、京都大学等の高等教育施設群が分布しており、文教施設としての顔を形成しております。

旧武徳殿は、平安建都1100年記念事業の一環として造営された我が国最古の演武場で、明治32年に建設されたものです。現在でも現役の演武場として活躍しており、明治由来の演武大会等が行われております。大会当日には、旧武徳殿の中から剣道の竹刀の音などが聞こえるなど、大会の活気が伝わってくるとともに、旧武徳殿の周りには武具等の市が立ち、多くの武道家が集まります。

また、文教施設の周辺には画廊等の町並みが形成されるなど、文教施設を支える営みが続けられています。岡崎の神宮道には、画廊の町並みが形成され、芸術のまちとしての顔を形作っています。ほかにも古書店や武具店等がエリア内に営まれ、文教活動を支えております。

さらに、周辺には京都大学の関係者が多く住むこととなった谷川住宅群のような良好な住宅も多く建設されております。これらの住宅地は、現在でも多くの人々の生活を支えており、良好な住宅地として存在しております。

文教施設を中心としたこのエリアでは、文教施設群を中心として、文化芸術活動等が行われるとともに、芸術や教育、武芸に関連する生業が多く存在しております。これらの施設群、町並み、営みが一体となって、京都が今なお文化芸術、教育、武芸等の中心地の一つであるとともに、人々の伝統と進取の気風を感じさせます。

ほかにもこの地域では、平安建都1100年記念として建設された平安神宮での明治に始まった時代祭等の営みによる歴史的風致や、近世以前の歴史的風致と致しましては、吉田神社での節分祭等による歴史的風致が形成されております。

以上が来年度に重点区域の拡大を検討しております岡崎地区を中心とした白河（岡崎・吉田）の歴史的風致でございます。

続きまして、現在、文化財保護の観点から調査・検討しております京都・岡崎の重要文化的景観につきまして、お手元の資料、京都・岡崎の重要文化的景観の調査・検討について、で御説明致します。

この文化的景観と申しますのは、人間が自然に手を加えることによって出来上がった景観、一般的には棚田でありますとか里山なんかは理解されやすいかと思えます。京都なんかでは北山杉の林業景観、こういったものも入ってこようかと思えます。文化財保護法では、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地とうたっております。

この制度は、ヨーロッパなどでは比較的早くから取り入れられた制度でございますが、我が国は、かなり後発しております、平成17年の文化財保護法の改正により文化財保護法の

中に取り入れられたものでございます。

この文化的景観と申しますのは、都道府県又は市町村の申出に基づいて、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的な景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として国が選定するという仕組みになっております。お手元に配付させていただいた資料の2枚目に、これまでの重要文化的景観に選定された21件を列挙させていただいております。御覧になっても分かりますように、自然に関する文化的景観が圧倒的に多うございます。

文化庁では、我が国の農村的な景観とともに、都市における文化的景観という概念も打ち出しております。その選定を今現在進めております。そして、全国的に見て質の高い候補物件として京都市内の地域の選定を強く要望しているところでございます。

本市では、これまでも市内の文化的景観につきましては独自に予備調査を行って参りましたが、都市型の文化的景観と致しましては、岡崎地区が公共的な文化資産も多く含んでおりますことから、その価値評価や、あるいは選定条件が比較的整っておるものという風に判断しております。

岡崎地区は、近代都市として再生した京都の象徴的な地域としまして、先ほどもお話がありましたように、琵琶湖疏水の関連施設でございますとか、あるいは植治の庭園群、こういったものが全国的に見ても特筆すべき高い価値を有する資産が集中しております。これらの資産につきましては、世界遺産をも視野に入れることも可能な価値であろうかと我々としては判断しております。

その範囲、今回調査しております範囲ですけれども、平成22年度及び来年の23年度におきまして、平安神宮を含めます動物園でありますとか美術館でありますとか、いわゆる岡崎公園と言われる一帯の価値調査を致しまして、23年度末に文化庁に申請する予定となっております。さらに24年度、25年度につきましては、琵琶湖疏水あるいは庭園群を含めます大きな範囲ということで、第2期の選定ということで今のところ計画をしております。

この文化的景観の制度につきましては、独自の細かな規制があるわけではございませんで、景観計画による規制をベースとしております。保存計画を策定することによって、その地域の支援をする趣旨となっております。

また、この文化的景観制度では、重要な構成要素として位置付けられた物件につきましては、その保存修景事業に対する補助制度があります。京都会館でありますとか、京都市美術館、琵琶湖疏水施設などがこの対象になってこようかと思いますが、京都市所有物件のこれら保存改修事業への活用も期待をしておるところではございますが、ただし、独自の強い規制がない代わりに、補助制度も比較的緩やかなものでしかないというのが現状でございます。

以上でございます。

<計画の進行管理・評価の試行案について>

○「資料5-1 歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について」の説明

続きまして、お手元にお配りしております資料5-1、歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価についてを御覧ください。

先ほども計画の評価制度の構築のために国において研究会を立ち上げていると御説明させていただきましたが、今年実施されました国土交通省行政レビュー公開プロセスを踏まえて、今後はこのプロセスを踏まえた予算執行等における取組の説明責任の確保に的確に対応するため、認定市町村が第三者的な視点も取り入れ、自主的に取組の進行管理・評価を行い、その結果を国がチェックすることで認定計画の見直し等につなげることのできる仕組みを構築する必要があるとの判断から、国の方で進行管理・評価マニュアル作成のための検討を進めているところです。

この進行管理・評価は、計画にPDCAサイクルを導入し、京都市をはじめとした認定市町村において、計画の進捗よく状況を毎年度みずから管理するとともに、3年ごとに自己評価することで、計画に位置付けた方針の達成及び課題の解消を着実に進めることを目的としています。そして、国は認定市町村の取組状況の報告を受け、法に基づき指導、助言を行うことを目的として制度の構築を進めています。

また、これにより歴史的なまちづくりの地域への効果を把握し、行政の取組の説明責任を果たすとともに、成果を上げた取組における工夫等の情報共有を図り、今後の各市町村の取組の一助となることも目的としています。

この制度構築につきましては、京都市も国の委員として参加し、今年度評価の試行を実施し、改善点などを2月の国の研究会に報告することとなっておりますことから、本日、試行案を作成させていただきました。

まず、この評価制度の全体像の御説明をさせていただきます。

この評価は、大きく毎年度の進捗よく状況評価と3年ごとの総括評価の2種類あります。次のページの(2)の進行管理・評価の全体像という図を御覧ください。

まず、一つ目は、毎年度の進捗よく状況評価として、計画記載事項の毎年度の取組の進捗よく状況を評価します。流れと致しましては、京都市が評価書を作成し、その評価書を法定協議会で確認し、妥当性について意見を伺います。その意見を反映させた評価書を国に提出します。その評価結果については、公表することを前提としております。そして、取組の進捗よく状況の評価結果について、翌年度の取組に反映させることとなっております。

続きまして、二つ目は、3年ごとの総括評価として方針達成状況やまちづくりへの波及効果の評価及び代表的な事業の質の評価を行います。作業の流れと致しましては、先ほどの進捗よく状況評価と同じです。計画に記載された方針がどの程度達成されているか、あるいは、課題がどの程度改善されているか、その達成状況等を試案では3年ごとに評価し、取組に反映させることとなっております。

また、代表的な事業の質の流れと致しましては、次のページの評価の概要のフローを御覧ください。評価をいただく有識者を選定致しまして、有識者と御相談のうえ、評価対象とする代表事業を選定致します。代表事業は、計画書に記載した事業の中から認定若しくは前回

の総括評価以降に進ちよくした代表的な取組事例を有識者の方と協議のうでで選定致します。選定に当たっては、公共施設の整備管理の中で計画の位置付けが高いものを原則として複数選定することとなっております。その後、市町村が当該事業の概要と取組の自己評価を前後比較が可能な写真やデータなどを可能な限り添付して記載致します。選定した取組については、適切なプロセスである有識者等の審査や住民等の意見反映などのプロセスを経て事業が実施されたか、その結果として実施された事業や整備された施設が計画書の趣旨、歴史性、文化性、景観などの観点から適切であったかなどについて有識者の方に現場を見てもらったうえで、有識者の方から取組の質に関する評価コメントを受領致します。その結果を踏まえて、今後の対応方を記載致します。そして、これらを記載した結果について、こちらの法定協議会に諮り、確認をいただき、意見を反映することとなっております。

○「資料5-2 京都市の試行(案)」の説明

続きまして、具体的内容については、資料5-2、京都市の試行(案)を基に御説明させていただきます。

基本的に評価は、前年度の実績に対して行うこととなりますが、本市の場合、認定を受けたのが平成21年11月であるため、今年度の実績も含めて評価を試行しております。

まず、毎年度の進ちよく状況評価ですが、①組織体制、②重点区域における良好な景観を形成する施策、③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項、④文化財の保存又は活用に関する事項について、試案を作成しております。

まず、評価軸①の組織体制ですが、2ページを御覧ください。

定性的指標・定量的指標として、当協議会及び市内連絡会の開催件数としております。進ちよく状況、実施に当たっての課題としまして、進ちよく状況と致しましては、計画どおり進ちよくしている。実施・検討に当たっての課題と致しましては、歴史まちづくりを推進するためには様々な取組を共有し、連絡調整していくとともに、広く情報発信をしていく必要がございます。そのような場として協議会を活用するため、協議会の運営について更に検討を行っていく必要があるということにさせていただいております。

状況を示す写真や資料等については、取組内容を記載した評価を分かりやすく表現する資料を添付する必要がありますので、先ほど協議会の設立の際に御説明させていただきました構成や目的等を記載しております。

続きまして、3ページを御覧ください。評価軸②、重点区域における良好な景観を形成する施策ですが、こちらは、新景観政策の取組として、景観規制等に関する取組を取り上げております。

定性的・定量的指標と致しましては、現在の景観規制の内容及び今年度末に景観政策の進化を予定している旨を記載しております。今後は、現在検討しております景観政策検証システムの中で、景観政策の実施状況や町並みの変化などを写真や図を多用致しまして市民の皆様に分かりやすくお伝えする京都市景観白書、これはまだ仮称なんですけれども、景観白書というものを作成する予定でありまして、これを進ちよく状況の評価としたいと考えております。

状況を示す写真や資料等についても、今後は景観白書から主な事業を紹介していきたいと

考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらにも新景観政策の取組として、歴史的な町並みの保全・再生の取組を取り上げております。

定性的・定量的指標と致しましては、現在、市内の歴史的建造物の保全の取組を進めている建造物指定や、修理・修景助成の件数を挙げております。

進ちよく状況につきましては、計画どおり進ちよくしている。実施・検討に当たっての課題につきましては、京町家を含めた歴史的な町並みを保全するには、これまでどおり修理・修景事業を実施していくとともに、歴史的風致形成建造物等の新規指定を積極的に行い、保全を図っていく必要があるとさせていただいております。

状況を示す写真や資料等につきましては、新規指定建造物の外観写真と、当該年度に実施した看板建築等の修景事例を記載していこうと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらは評価軸③、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項と致しまして、公共施設整備による周辺環境の整備を項目として取り上げております。

定性的評価と致しましては、平成22年度も引き続き歴史的な町並み等の地域において無電柱化、道路修景整備を行っている。平成21年度末に道の景観等に関する指針である「京のみちデザイン指針」を策定、平成22年度より運用を行っている。都市公園の整備については検討を続けているということとさせていただいております。

定量的評価と致しましては、計画記載中の道路修景整備事業について1地区着手済み、無電柱化事業につきましては平成21年度末時点で約55キロメートルの累計となっております。

状況を示す写真や資料等については、市内の無電柱化事業の進ちよく状況を示す図を添付していこうと考えております。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらは評価軸④の文化財の保存又は活用に関する事項と致しまして、文化財の保存・活用、文化財の指定及び修理、文化財の保存及び活用の普及啓発等についてを項目として取り上げております。

定性的指標、定量的指標と致しましては、まず文化財の保存・活用についてということで、京町家まちづくり調査の結果から今後の保存・活用についての検討を行っています。市内の大学との連携による未指定文化財庭園調査を平成22年度より実施しています。岡崎の重要文化的景観選定に向けた取組を平成22年度より実施しています。文化財の指定及び修理等については、市指定有形文化財建造物を平成22年度については新規指定として1件指定しております。また、二条城の保存修理事業については、平成22年度に調査工事が終了予定でございます。岩倉具視幽棲住宅修理事業が平成23年度末で完成予定としております。市指定文化財の修理として本願寺伝道院など平成22年度中に8件の修理事業を実施予定としております。

文化財の保存及び活用の普及啓発については、育成講座等を開催し、平成22年度にも新規の文化財マネジャーを登録しました。そのほか、文化財に関するボランティアを希望する市民を対象に講演会や見学会などを実施しております。

状況を示す写真や資料等と致しましては、文化財の修理事業等を紹介しております。

続きまして、7ページを御覧ください。これまでは毎年度の進ちよく状況評価でしたが、二つ目の評価である3年ごとの総括評価についてです。こちらは、試行するには余りにも認

定以降の期間が短いため、方針の一つである歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進を一事例として試行しております。歴史的建造物の指定件数や、助成事業件数を評価内容として記載しております。

続きまして、先ほども御説明させていただきました代表的な事業の質の評価のみを試行的に作成しておりますので、次のページを御覧ください。

この質の評価の本市における試行につきましては、有識者の方の評価として当推進協議会の前身である策定協議会の座長であり、文化財保護審議会の委員でもある高橋先生に試行していただいたものを皆様にお配りしております。まず、代表的な事業の選定の考え方と致しましては、市街地景観の向上に寄与した事例を2例、伝統的な環境の活性化に寄与した事例を1例選定しております。これらの事例は、先ほど認定計画に基づく取組の際に御紹介致しました事業と基本的に同じものです。

8ページ、9ページを御覧ください。

まず、市街地景観の向上に寄与した事例の一つとして、道路修景整備事業、北野上七軒界わい地区を取り上げました。こちらは、まだ施工中ではありますが、試行として作成しております。評価シートの添付資料としましては、9ページ、10ページを添付しております。

まず、8ページのシートを御覧ください。取組概要と致しましては、先ほど御説明しましたとおり、上七軒通の無電柱化と美装化を行っております。自己評価と致しましては、アンケートやワークショップ等を通じ、地域住民との連携を図りながら当該事業を進めております。このことにより、市民と連携したまちづくりの推進に寄与しております。上七軒通は、北野天満宮（国宝・重要文化財）の門前で、京都で最も歴史の長い花街である当地域のメインストリートであり、茶屋様式の町並みを形成している場所である。無電柱化及び道路修景整備によって、町並みと道路空間が一体となり、良好な景観を形成する当該事業は、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格あるまちづくりの推進に大きく寄与している。

有識者コメントと致しまして、北野天満宮の参道であり、また、花街上七軒の主要な通りであった上七軒通を無電柱化、美装化することによって、北野天満宮のみならず地域全体の歴史的風致の向上に寄与しており、効果的な事業として評価できる。行政のみの取組にとどまらず、地域住民と連携、協働しながら事業を実施していることが注目される。これにより、地域住民の歴史まちづくりへの参画と意識向上に寄与しており、今後の取組につながる事業として評価できる。道路などの修景整備は、歴史的背景を基にした復元や歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図ることが望ましいとされています。

今後の対応方針と致しましては、ここに書かれているとおり、今後についても適切な事業箇所の選定や地域住民との協働による事業の実施、歴史的な背景や町並みに配慮し十分な検討を行ったうえで実施していくという旨のことを記載しております。

続きまして、10ページを御覧ください。経済界からの支援の記事を参考として添付しておりますので、御参考としていただきたいと思います。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

もう一つの市街地景観の向上に寄与した事例の一つとして、歴史的町並み再生事業、上七軒歌舞練場修理事業、上京北野界わい景観整備地区を取り上げました。こちらにも評価シートの添付資料として、11ページを添付しております。

取組概要と致しましては、書かれているとおりでございます。上七軒歌舞練場では、第1回の「北野をどり」が昭和27年3月25日に北野天満宮千五十年大万燈会を記念して開催されたことから、歌舞練場の大改修を契機として、これまで4月中旬に開催されていた「北野をどり」を平成22年度より3月25日からの開催に戻す取組を行いました。この修理については、本市からも助成を行い、保全の一端を担っております。

また、上七軒の茶屋の町並みが形成されている北野界わい整備地区では、看板建築であった町家を地域の伝統的な様式へ修景した工事に対して助成を行っております。

自己評価と致しましては、上七軒歌舞練場は、花街である上七軒の中心的な存在であり、現在でも「北野をどり」が開催されるなど、花街の技芸の場としての重要な役割を担っている。修理は基本的に現状のままの修理であり、外観の変更が伴わないため、歌舞練場の歴史的な外観が維持されており、地域の歴史的景観の維持に大きく貢献しています。

また、歌舞練場の周辺である上京北野界わい地区での修景工事により、上七軒歌舞練場を中心とした花街としての歴史的景観の向上が推進されています。修景内容については、地区様式を基にして本市と事業主体との間で十分協議を行ったうえで決定しており、地区の歴史的景観の向上に大きく貢献しています。上七軒歌舞練場の修理及び上京北野界わい地区での修理・修景事業により、上七軒界わいにおける歴史まちづくりの大きな一歩となっています。

有識者コメントと致しましては、上七軒歌舞練場（歴史的風致形成建造物）は花街である上七軒にとって重要な中核施設であり、当該施設の修理は、上七軒の歴史的風致を維持向上するうえで不可欠であり、計画に基づく支援の例として適切であると評価できます。また、歌舞練場の修理とともに実施された上七軒界わい地区の修理・修景事業は、重要な構成要素である歴史的建造物（町家）を中心とした歴史まちづくりを実現しており、法の趣旨に即した効果的な事業として評価できます。地域の伝統的な様式に基づいた適切な修理・修景が行われており、今後期待される周辺建造物の修理・修景に良い影響を与えると評価されます。

今後の対応方針と致しましては、今後も同様に修理・修景を行っていくというようなことを書かせていただいております。

続きまして、14ページを御覧ください。伝統的な活動の活性化に寄与した事例として、先ほども御紹介致しました歴史的町並み再生事業、吉田宗兵衛邸修理事業を取り上げております。こちらも評価シートの添付資料として13ページを添付しております。こちらにつきましては、修理後に茶道体験など児童を対象とした取組をされています。

自己評価と致しましては、当該建造物は幕末から明治にかけて築造された町家として特徴のある意匠を現代に継承している貴重な建造物であり、茶道具屋の住居として現在も使用されています。修理は基本的に現状のままの修理であり、外観の変更が伴わないため、当該建造物の歴史的な外観を良好に維持しながら建物の保全を図ることとなり、地域の歴史的景観の維持に大きく貢献しています。当該建造物は、古くから茶の湯の文化に関連しており、室内に茶室を設けるなどのしつらえも見られます。修理後には児童等を対象とした茶道体験や抹茶茶碗への絵付け体験などのイベントを実施し、お茶にかかわる伝統的な営みの場として活用が図られています。

有識者コメントと致しましては、消滅しつつある町家を、京都市の評価により景観重要建造物や歴史的風致形成建造物に指定し修理・修復したことは、建造物の保全のみならず、京

都の歴史と文化、なりわいと暮らしを支える場を未来に伝えるものとして評価します。また、下京茶の湯の伝統を継承する活動の場として活用されていること、とりわけ児童に伝統文化を伝えていることは好ましい活用事例として特に高く評価できます。吉田宗兵衛邸（京都市景観重要建造物、歴史的風致形成建造物）は、間口が広く、修理・修景することによる景観向上への効果が大きく、事業として評価されます。

今後の対応方針と致しましては、今後も同様に、修理・修景事業を実施していくという旨のことを書かせていただいております。

以上で評価の試行案の説明を終わらせていただきます。